

# 社会福祉法人葛巻町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成29年6月14日 制 定  
令和2年3月31日 一部改正

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人葛巻町社会福祉協議会(以下「本会」という。)役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事、監事、評議員
- (2) 評議員選任・解任委員
- (3) 本会会長が委嘱した各種委員会委員等
- (4) 心配ごと相談員

## (報酬の額及び支給方法)

第3条 役員等が町内で開催される理事会、評議員会、監事会、各種委員会等に参加したときは、別表1により報酬を支給する。この場合において、定款第25条に規定する別に定める総額は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 400,000円以内
- (2) 副会長 160,000円以内
- (3) 理 事 50,000円以内
- (4) 監 事 80,000円以内

2 前項の規定にかかわらず、役員等に公務員(非常勤特別職の公務員を除く。)並びに本会の事務局職員及び施設職員並びに他の福祉施設の職員(非常勤職員を除く。)が就任した場合、報酬は支給しない。

## (費用弁償)

第4条 役員等がその職務のため会議等に参加したときは、費用弁償を別表2のとおり支給する。

## (公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## (補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附 則

1. この規程は、平成29年6月14日から施行する。
2. 平成21年3月26日制定の社会福祉法人葛巻町社会福祉協議会役員報酬規程は廃止する。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

区 分	勤 務 形 態	報酬の額	支給の時期	支給の方法
会 長	非常勤	年額 360,000円	年額の12分の1の額を毎月支給	本人の指定する金融機関口座へ振込
副会長	”	年額 96,000円	”	
理事(会長、副会長を除く。)	”	日額 4,000円	毎月、前月実績分を支給	
監 事	”	日額 4,000円	”	
評議員	”	日額 4,000円	”	
評議員選任・解任委員	”	日額 4,000円	”	
会長が委嘱した各種委員	”	日額 2,000円	当年4月から9月までの実績分を10月に、10月から翌年3月までの実績分を翌年4月に支給	
心配ごと相談員	”	日額 2,000円	”	